

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

湯沢市長

市町村名 (市町村コード)	湯沢市 (052078)
地域名 (地域内農業集落名)	須川・高松地区 (酒蔭、須川、新木野、田畑・中山、麓、川口、外ノ目、久根合・戸平、中屋敷・明戸、中村・中泊、上地、高野・沼ノ沢、坊ヶ沢、三途川、新田、宇留院内)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年4月10日 (第 2 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・農業者の高齢化が進み、地域の担い手が減少しているため、新規就農者を含む担い手の確保・育成が課題である。
- ・中山間地域で条件不利地もあることから作業効率が悪い。
- ・賃借料が統一されていないため、集積、集約が進んでいない。

主な作物: 水稻、大豆、そば、果樹

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・集落協定の活動により耕作放棄地を拡大しないよう努める。
- ・地区内の農業者の連携はもとより、他地域の農業法人とも連携し、農用地の維持管理をしていく。
- ・若い人を呼び込めるような取り組みをしていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	569.81 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	569.81 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

地区内の農振農用地を農業上の利用が行われる農用地とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
水路ごとに水田管理できるように集積、集約していく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
担い手に集積、集約を進めるため、農地中間管理機構を活用する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズや地区の状況を踏まえ、農用地の大区画化等のための基盤整備事業を検討していく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・JAの営農指導と連携し、若手農家を確保・育成していく。 ・地区の担い手で農地の維持ができない場合は、地域外の経営体と連携していく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業の効率化が期待できる農作業委託があれば活用していく。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
①ツキノワグマやイノシシ等の被害が拡大しないよう電気柵等の設置を推進する。				
②特別栽培米等に取り組む。				
③農地の条件に合わせたスマート農業を検討する。				
⑦保全組織等の活動により保全、維持管理に取り組む。				